



宮崎市告示第 363号

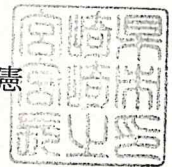
宮崎市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更及び
変更後の宮崎市農業振興地域整備計画の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和5年12月28日付け宮崎市告示第998号で公告した宮崎市農業振興地域整備計画を変更したので、第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和6年4月25日

変更した宮崎市農業振興地域整備計画の縦覧場所
宮崎市役所 農政企画課農地政策係（第4庁舎6階）

宮崎市長 清山 知憲



掲示終了 令和6年5月9日

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第13条第1項）

該当するもの全てに○を記入

<input type="checkbox"/> 基本方針の変更	<input type="checkbox"/> 農業振興地域の区域の変更	<input type="checkbox"/> 基礎調査の結果	<input type="checkbox"/> 経済情勢の変動その他情勢の推移
----------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	--

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
1	除外	農用地 (農地：田) → 除外	大字跡江字雀田2748番1 大字跡江字雀田2749番	1219.00	[農家住宅] ※詳細については別紙のとおり	法第13条第2項	
2	除外	農用地 (農地：田) → 除外	大字加江田字内山5987番15の一部	4.00	[携帯電話用無線基地局] 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設であり、農用地等に含まれない土地となるため。	施行規則第4条の5 第1項21号	
3	除外	農用地 (農地：畑) → 除外	佐土原町下那珂字片瀬原2966番21の一部	600.00	[露天駐車場] ※詳細については別紙のとおり	法第13条第2項	
4	除外	農用地 (農地：畑) → 除外	田野町字高野河内甲13528番1 田野町字高野河内甲13529番1	4074.00	[植林] ※詳細については別紙のとおり	法第13条第2項	
5	除外	農用地 (農地：畑) → 除外	高岡町上倉永字内之八重1263番45	815.00	[植林] ※詳細については別紙のとおり	法第13条第2項	
6	除外	農用地 (農地：畑) → 除外	清武町今泉字永ノ原甲2801番4	353.00	[一般個人住宅] ※詳細については別紙のとおり	法第13条第2項	

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項（及び施行令第8条第1項の該当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変更箇所	変更内容	変更理由	備考

【縦覧部分】※個人情報記載しない。

案件番号	1
除外理由	農家住宅

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	事業者は、胡瓜を耕作する認定農家であり、営農地に近く利便性の良い当該地に農家住宅を建設する計画に至ったものである。 農用地区域外の代替地を検討したが、いずれも不調に終わっており、当該事業計画は、農家住宅として過大でなく妥当な規模である。
	・具体的な計画があり、不要不急でない。 ・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。	○	
2号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	当該農用地区域内における地域計画は未作成である。
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	—	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
3号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	当該地は農用地区域の縁辺部に位置しており、北側は市道、東側は法定外公共道路に面している。西側は水路を挟んで農地、南側は農地に面している。境界は2~3mの法面となっているが、ブロックを設置し土砂等の流出を防ぐ。 当該地を農家住宅用地として整備することで、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。
	・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。	○	
	(分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。	—	
4号	○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 (関係機関又は客観的資料で確認)	○	担い手への利用集積の予定がないことを農業委員会及び農協に確認しており、農用地の利用集積に影響を及ぼす恐れはない。
	・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。	○	
	・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。	○	

5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	農道・水路等の改廃はなく、周囲の農用地の保全・利用上必要な土地改良施設の機能に影響を及ぼす恐れはない。 雨水は自然浸透とし、汚水は公共下水道に接続する。 生目土地改良区に同意を得ている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。 ・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。 ・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。 	○ ○ ○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	○	土地改良事業から8年以上経過している。

【縦覧部分】※個人情報記載しない。

案件番号	3
除外理由	露天駐車場

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	<p>事業者は、当該地区の地縁団体である。</p> <p>当該地の東側には地縁団体所有の敷地（公民館）が隣接しているが、敷地の北側及び東側市道の拡張工事の際に敷地の一部を提供した経緯から、駐車場の確保が困難となっている。</p> <p>また、東側市道の交通量が多く、東側市道から敷地内への出入りに難儀していることから、出入りの際の安全性も確保できる当該地に露天駐車場を整備する計画に至ったものである。周辺は、農用地に囲まれており、当該地以外での代替地の検討は困難である。</p> <p>当該事業計画は、露天駐車場として過大でなく適切な規模である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画があり、不要不急でない。 ・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。 	○	
2号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	<p>当該農用地区域内における地域計画は未作成である。</p>
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	—	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
3号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	<p>当該地は東側を宅地、北側は市道を挟んで農地、西側と南側を農地に面しているが、農地との境界にブロックを設置し砂利等の流出を防ぐ。</p> <p>当該地は、農用地区域の中央部に位置しているが、隣接する公民館は「地域の農業の振興に資する施設」</p>
	・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ┆（分断する場合） ┆農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。 	—	

			であり、当該施設と一体の用地となること、又、現況荒地となっている箇所であることから、当該地を露天駐車場用地として整備することにより、周辺農用地の他用途への利用拡大の懸念はなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。
4号	○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 (関係機関又は客観的資料で確認)	○	担い手への利用集積の予定がないことを農業委員会及び農協に確認しており、農用地の利用集積に影響を及ぼす恐れはない。
	・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。 ・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。	○ ○	
5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	農道・水路等の改廃はなく、周囲の農用地の保全・利用上必要な土地改良施設の機能に影響を及ぼす恐れはない。 綾川総合土地改良区、佐土原町土地改良区に同意を得ている。
	・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。 ・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。 ・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。	○ ○ ○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	—	国営綾川土地改良事業、国営綾川地区土地改良事業の受益地除外見込について、関係機関と調整済みであり、その他の土地改良事業は行っていない。

【縦覧部分】※個人情報記載しない。

案件番号	4
除外理由	植林

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	<p>○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。</p> <p>・具体的な計画があり、不要不急でない。</p> <p>・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。</p>	○	<p>事業者は日向夏、水稻を耕作する農家である。当該地は、約25年前までは、たばこ、胡瓜、里芋を栽培していたが、鳥獣害被害により耕作が困難であることを理由に約7年前に耕作を断念した。</p> <p>今回、他の自己所有の土地に植林を行うのに伴い、耕作が困難かつ登記地目が原野、山林である当該地へも植林を行う計画に至ったものである。</p> <p>当該事業計画は、植林用地として過大でなく妥当な規模である。</p>
2号	<p>○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。</p> <p>・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。</p> <p>・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。</p> <p>・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。</p>	—	<p>当該農用地区域内における地域計画は未作成である。</p>
3号	<p>○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。</p> <p>・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。</p> <p>・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。</p> <p>・農用地区域を分断しない。</p> <p>(分断する場合)</p> <p>農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。</p>	○	<p>当該地は農用地区域の縁辺部に位置しており、南側を山林に面している。また、北側の一部を市道挟んで農地、一部を農地に面しているが、隣接農地所有者の同意を得ており、当該地に植林を行うことで周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。</p>
4号	<p>○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 (関係機関又は客観的資料で確認)</p> <p>・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。</p>	○	<p>担い手への利用集積の予定がないことを農業委員会及び農協に確認しており、農用地の利用集積に影響を及ぼす恐れはない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。 	○	
5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	農道・水路等の改廃はなく、周囲の農用地の保全・利用上必要な土地改良施設の機能に影響を及ぼす恐れはない。 雨水は自然浸透とし、汚水は発生しない。 当該地区に土地改良区や水利組合はなく、元野地区公民館に同意を得ている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。 ・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。 	○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	○	土地改良事業は行っていない。

【縦覧部分】※個人情報記載しない。

案件番号	5
除外理由	植林

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	事業者は、当該地周辺で米や芋を耕作している農家である。 事業者が当該地を平成5年に取得した当時から、傾斜地で耕作が困難なことを理由に当該地は耕作放棄地となっていたが、約20年前に事業者が植林し現在まで至っており、今後も引き続き維持管理していくものである。 当該事業計画は、植林用地として過大でなく妥当な規模である。
	・具体的な計画があり、不要不急でない。 ----- ・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。	○	
2号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	当該農用地区域内における地域計画は未作成である。
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	—	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
3号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	当該地は農用地区域の縁辺部に位置しており、西側と南側は保安林に面している。北側と東側は農地に面しているが、いずれも事業者の営農地である。 これまでも隣接農地への支障はなかったことから、今後も同じ目的で使用することにより、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。
	・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。 ----- (分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。	○	
4号	○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 (関係機関又は客観的資料で確認)	○	担い手への利用集積の予定がないことを農業委員会及び農協に確認しており、農用地の利用集積に影響を及ぼす恐れはない。
	・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。	○	

	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。 	○	
5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	農道・水路等の改廃はなく、周囲の農用地の保全・利用上必要な土地改良施設の機能に影響を及ぼす恐れはない。 雨水は自然浸透とし、汚水は発生しない。 当該地区に土地改良区や水利組合はなく、内之八重自治公民館に同意を得ている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。 ・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。 	○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	○	土地改良事業は行っていない。

【縦覧部分】※個人情報記載しない。

案件番号	6
除外理由	一般個人住宅

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	<p>○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。</p> <p>・具体的な計画があり、不要不急でない。</p> <p>・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。</p>	○	<p>事業者は現在、家族でアパートに居住しているが、家族が増え現居住地が手狭になってきたこと、また、当該地近くに居住する両親の療養看護等を考慮し、利便性の良い当該地に一般個人住宅を建設する計画に至ったものである。</p> <p>○農用地区域外の代替地を検討したが、いずれも不調に終わっており、当該事業計画は、一般個人住宅として過大でなく妥当な規模である。</p>
2号	<p>○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。</p> <p>・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。</p> <p>・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。</p> <p>・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。</p>	—	<p>当該農用地区域内における地域計画は未作成である。</p>
3号	<p>○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。</p> <p>・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。</p> <p>・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。</p> <p>・農用地区域を分断しない。</p> <p>(分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。</p>	○	<p>当該地は農用地区域の縁辺部に位置しており、西側は市道、南側は宅地に面している。北側と東側は農地に面しているが、境界にブロックを設置することで土砂等の流出を防ぐ。</p> <p>当該地を一般個人住宅用地として整備することで、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。</p>
4	<p>○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 (関係機関又は客観的資料で確認)</p>	○	<p>担い手への利用集積の予定がないことを農業委員会及び農協に確</p>

号	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。 ・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。 	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>認しており、農用地の利用集積に影響を及ぼす恐れはない。</p>
5号	<p>○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。 ・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。 ・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>農道・水路等の改廃はなく、周囲の農用地の保全・利用上必要な土地改良施設の機能に影響を及ぼす恐れはない。</p> <p>雨水は自然浸透とし、汚水は合併浄化槽を経由し市道側溝に放流する。</p> <p>当該地区に土地改良区や水利組合はなく、上大久保自治会に同意を得ている。</p>
6号	<p>○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。</p>	<input type="radio"/>	<p>土地改良事業は行っていない。</p>